

広島県 企業立地促進制度 活用ガイド（令和6～7年度）

令和6年4月以降に、設備投資をされる事業者向けの活用ガイドです。
詳細については、広島県 県内投資促進課にお問い合わせください。

▼ 助成対象事業者

【原則】

- 自ら設備投資した事業場等を、自ら使用する事業者

【例外】

- 設備投資をする事業者と、その事業場等の使用者の間に100%の資本関係がある場合
親会社と、親会社にその全株式を所有されている子会社を一つの事業者とみなし、運営主体となる方を、申請者とすることができます。
- 県と土地売買契約を締結した県営産業団地等において、リース事業者等が設備投資をする場合
リース事業者等が、県営産業団地で操業する事業者（立地企業）に、土地を賃貸（建物・設備を併せて賃貸する場合を含む。）する場合、それぞれに対し、該当する設備投資について助成金を交付することができます。
ただし、県、リース事業者等及び立地企業の3者による用途指定等の覚書の締結や、土地売買代金の契約時一括即納等の分譲条件が、別にあります。

▼ 事業者の業種

- 先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成、大規模産業集積助成、産業集積助成、研究開発機能拠点化助成
 - ・ 広島県内投資促進助成要綱 別表第2に掲げる業種
 - ・ 市町の産業振興を目的とした補助金等の対象となっている場合は別表第2以外の業種も対象
- 地域活力再生支援助成
 - ・ 広島県内投資促進助成要綱 別表第2に掲げる業種
 - ・ 市町の産業振興を目的とした補助金等の対象となっている場合は別表第2以外の業種も対象
 - ・ 知事が特に認める業種（休止等大規模事業所の取引状況等により個別に判断）
令和2年公表の日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区については06～08 建設業、88廃棄物処理業、90機械等修理業など
※ 詳細については県にご相談ください。

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい！
（企業のための広島県ガイド）



● 企業人材転入助成

- ・広島県内投資促進助成要綱 別表第2に掲げる業種
- ・デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）
- ・ひろしまサンドボックスのプロジェクト参加企業又は市町の産業振興を目的とした補助金等の対象となっている場合は上記以外の業種も対象

● ひろしまオフィスプランニング助成（短期プロジェクト参加型）

- ・広島県内投資促進助成要綱 別表第2に掲げる業種
- ・デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）
- ・ひろしまサンドボックスのプロジェクト参加企業・会員企業、Camps セミナー登壇企業又は市町の産業振興を目的とした補助金等の対象となっている場合は上記以外の業種も対象

● 地域活力創出型オフィス誘致促進助成

- ・情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業
- ・市町が同種の助成をする場合は上記以外の業種も対象

▼ 中小企業の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種 (②，③を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は大企業として扱います（企業人材転入助成の代表者異動に係る規定を除く）。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員 総数の2分の1以上を占めている中小企業

▼ 助成金の対象

区 分	建物 (新築・中古)	設備・機器	土地	家賃・通信 回線使用料	その他 費用	対象区域
先端・成長産業集積助成	○	○	×	×	×	県内全域
先端・成長研究開発集積助成	○	○	×	×	×	
大規模産業集積助成	○	○	×	×	×	
産業集積助成	○	○	×	×	×	
地域活力再生支援助成	○	○	×	×	×	
県営産業団地等立地助成	×	×	○	×	×	県営産業団地等
企業人材転入助成	○※3	○	×	×	×	県内全域
研究開発機能拠点化助成	○※3	○	×	×	△※1	
ひろしまオフィスプランニング助成 (短期プロジェクト参加型)	×	×	×	○	△※2	
地域活力創出型オフィス誘致促進助成	×	×	×	○	×	

※1 企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）

※2 ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）

※3 中山間地域のみ対象

● 中古の建物を取得する場合に助成金の対象となるのは

次の条件をすべて満たしていること。

- ・事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。
- ・中古の建物の取得費用を除いた設備投資額の1/2以上が、事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

● 企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成の初期コストの対象

原則、固定資産台帳に登録するものに限りします。

- ・社屋、工場、倉庫等の建設請負代金（物件購入の場合は中山間地域に進出する場合のみ対象）
- ・テレビ会議システム購入費 ・オフィス改修費 ・PC・サーバー購入費
- ・事務用品（机・イス・コピー機など）購入費 など

※ただし、事務用品、テレビ会議システム、PC・サーバーのリース代金1年分も対象とします。

※また、研究開発機能拠点化助成は、研究開発関連機器のリース代金1年分も対象とします。

中古物件（建物）の取得については、改修を伴う投資の場合は対象となります。この場合、取得価格と取得時の固定資産税評価額のいずれか低い額を、助成金対象の費用とします。

▼ 助成金の対象とならない主なもの

- ・ 事業着手前に契約・発注したもの
(例外)
 - 建物の建設を伴う場合は、建物に係る最初の調査・設計契約の日よりも後に契約・発注したものは対象とする
 - 既存の建物を取得する場合は、一連の投資とみなされるものについては着手前に購入した建物も対象とする
- ・ 土地取得費（県営産業団地等立地助成を除く。）
- ・ 喫煙設備
- ・ 生産したエネルギーを他者に販売する設備
- ・ 車両（自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの。構内作業車両を除く）
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分
- ・ 消耗品
- ・ 地鎮祭費
- ・ 公的機関への各種申請費用
- ・ 既存設備の解体・撤去費、移転・移設費
- ・ 工期終了後に契約・発注したもの
- ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）
- ・ 駐車場代
- ・ 敷金、礼金、共益費

▼ 助成制度を活用できる回数

区分	活用できる回数
先端・成長産業集積助成	同一敷地内につき1回限り
先端・成長研究開発集積助成	同一敷地内につき1回限り
大規模産業集積助成	同一敷地内につき1回限り
産業集積助成	同一敷地内につき1回限り
地域活力再生支援助成	同一休止・閉鎖等事案につき1回限り
県営産業団地等立地助成	取得した土地に対し1回限り
企業人材転入助成	一社1回限り
研究開発機能拠点化助成	一社1回限り
ひろしまオフィスプランニング助成 (短期プロジェクト参加型)	一社1回限り
地域活力創出型オフィス誘致促進助成	市町の条件と同じ

同一設備につき重複して活用はできません。

▼ 助成金の額

※合計額のうち、千円未満は切捨て

研究関連費については、研究開発開始から3年が経過するまでの費用が対象で、毎年度交付申請が必要です。

区分		助成金の額
先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成、大規模産業集積助成、産業集積助成、地域活力再生支援助成		固定資産税評価額 × 助成率
県営産業団地等立地助成		土地取得費 × 助成率
企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成、ひろしまオフィスプランニング助成（短期プロジェクト参加型）	転入 新規雇用 （拠・外国企業のみ）	代表者 大企業：1,000万 中小企業：200～500万円 代表者以外 対象者数 × 100万円
	初期コスト	取得価額（消費税、支払利息等を除く）× 助成率
	研究関連費（拠） 賃借料・通信回線使用料 県内コスト等（短）	所要額（消費税、支払利息等を除く）× 助成率
地域活力創出型オフィス誘致促進助成		市町の交付決定額と同額

代表者の異動に係る助成額 ※この規定に限り、みなし大企業は中小企業として扱う。

業種 \ 助成金の額	1,000万円	500万円	200万円
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 （卸売業、サービス業以外）	大企業 （みなし大企業を除く）	従業員51人以上の 中小企業	従業員50人以下の 中小企業
卸売業、サービス業		従業員21人以上の 中小企業	従業員20人以下の 中小企業

▼ 雇用要件

カウントできる「常用労働者」とは

● 雇用形態

新規に雇用した

正規社員

と

非正規社員（次の3つの条件をすべて満たすこと）

- ・雇用契約期間が1年以上（半年契約の更新等を除く。）
- ・週当たりの労働時間が正社員の3/4以上
- ・雇用保険の被加入者

● 期間

奨励指定申請前1年以内の日（事業者が定める任意の日）から原則操業開始日まで

● 事業所間の移動者

県外事業所からの異動者も「新規雇用者」としてカウントできます。

企業人材転入助成と研究開発拠点化助成は、異動者の住民票の県内への異動及び提出が必要です。

● 県内に複数事業所がある場合

設備投資する事業所だけでなく、県内事業所全体の常用労働者の純増も確認します。

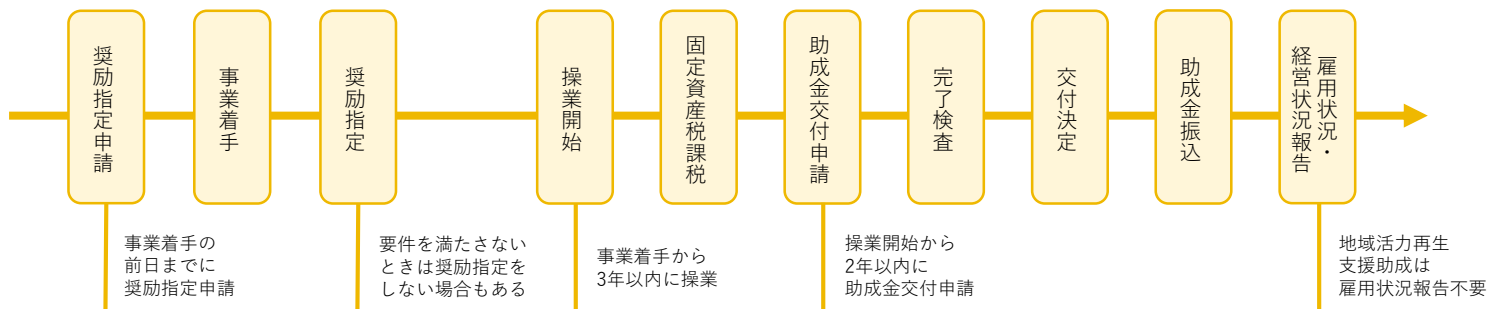
● 既存事業所での設備投資の場合

既雇用常用労働者を新ラインに配置し、既存ラインに新規雇用常用労働者を配置した場合もカウントできます。

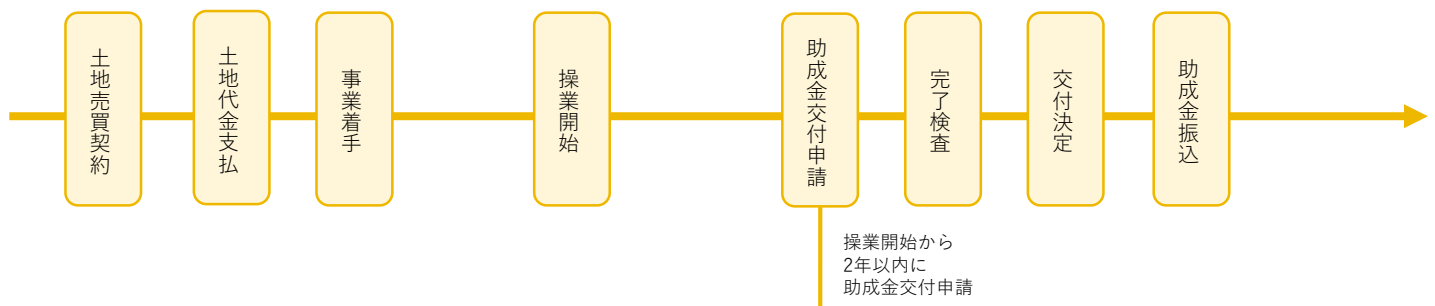
※「純増」であることが必要です！（例：20（新規雇用者）－5（離職者）＝15（カウントできる常用労働者）

▼ 助成制度活用の流れ

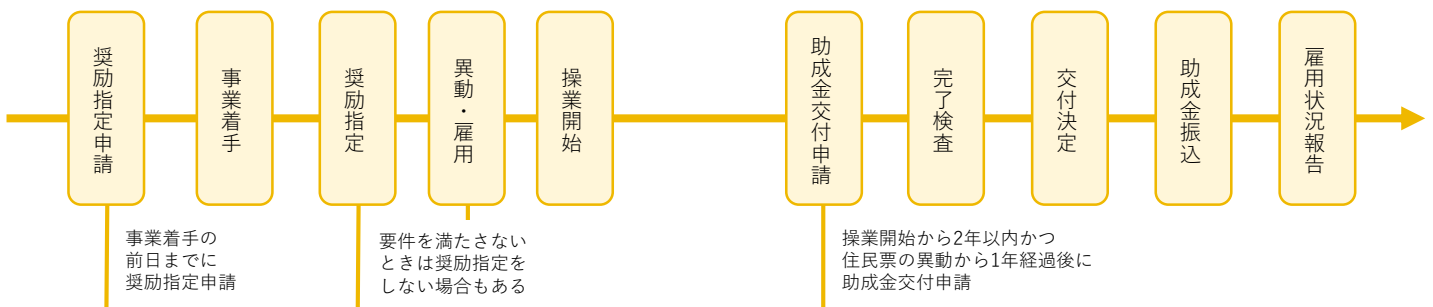
｜ 先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成、大規模産業集積助成、産業集積助成、地域活力再生支援助成



｜ 県営産業団地等立地助成



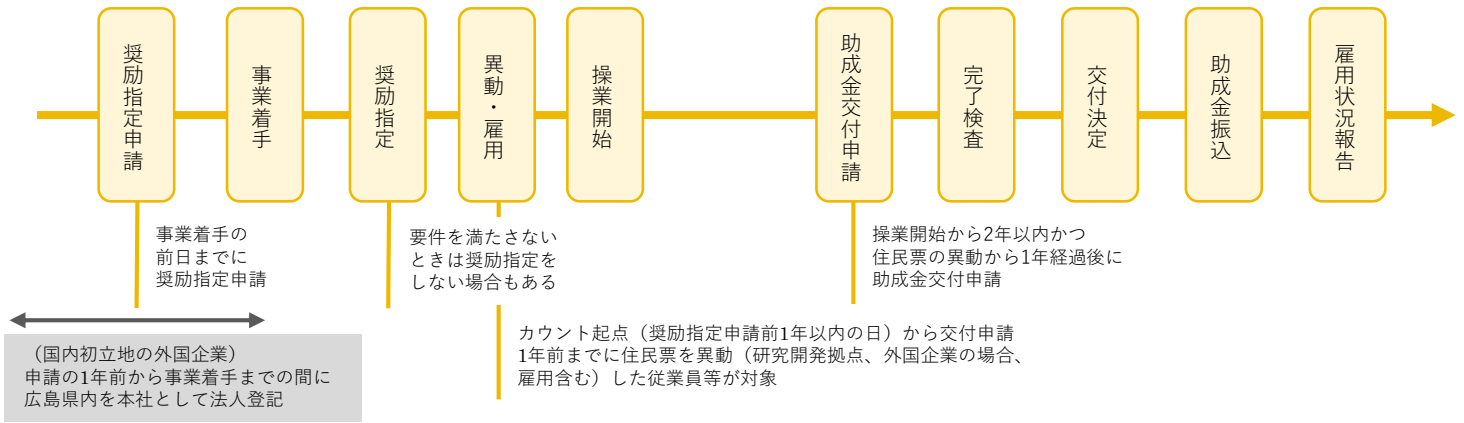
｜ 企業人材転入助成



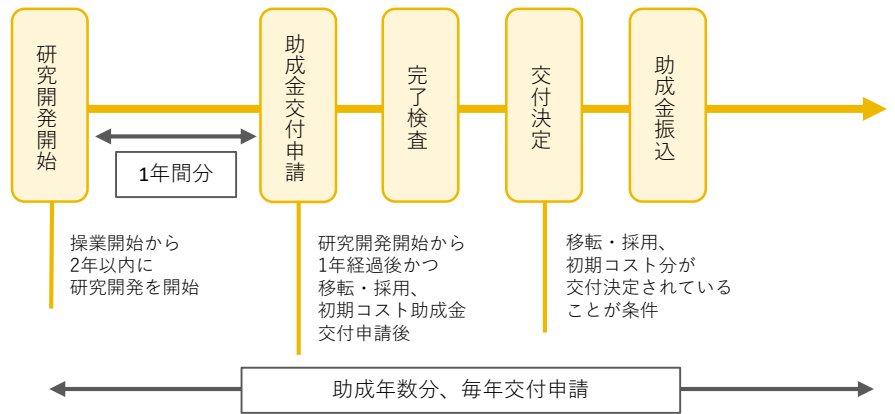
（国内初立地の外国企業）
申請の1年前から事業着手までの間に
広島県内を本社として法人登記

カウント起点（奨励指定申請前1年以内の日）から交付申請
1年前までに住民票を異動（研究開発拠点、外国企業の場合、
雇用含む）した従業員等が対象

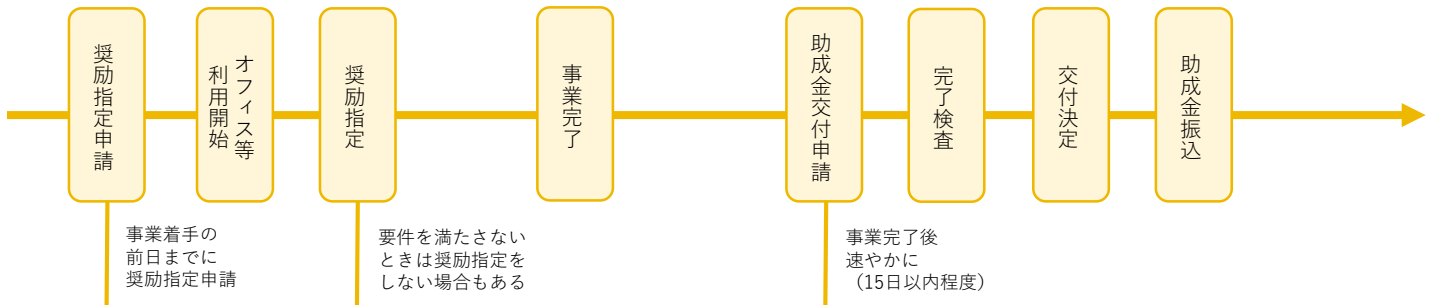
研究開発機能拠点化助成 (移転・採用、初期コスト分)



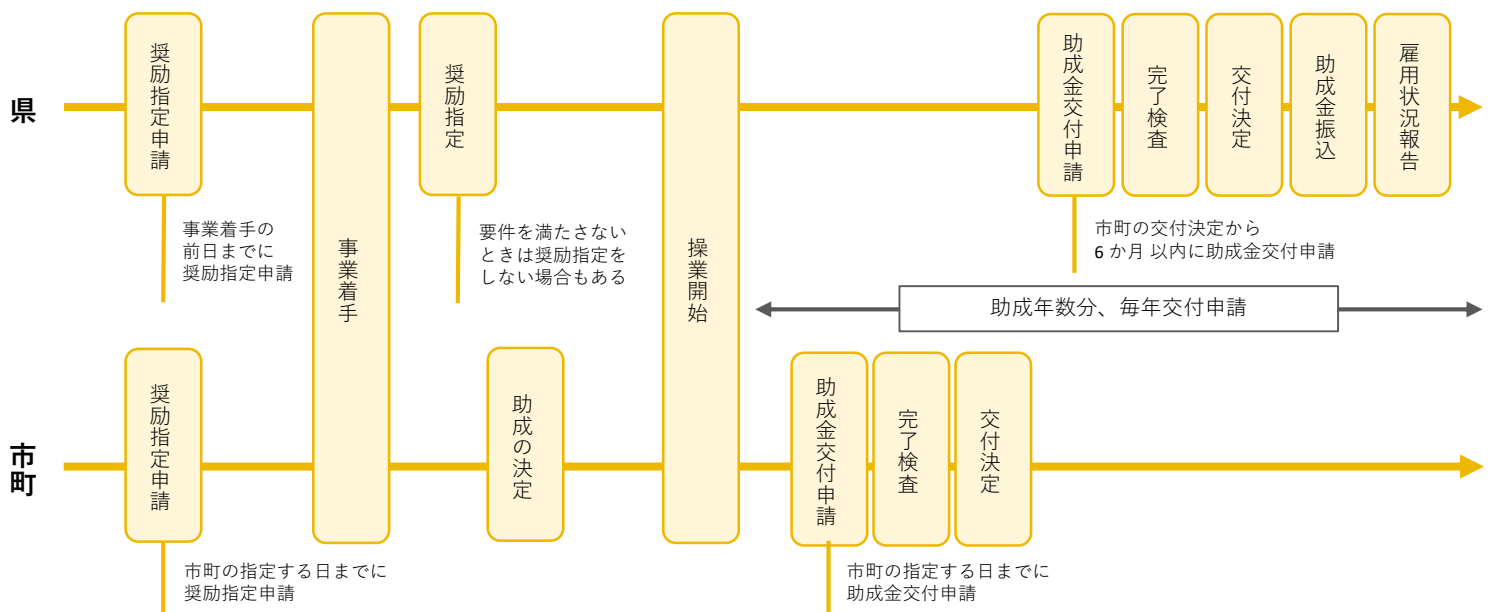
(研究開発経費分)



ひろしまオフィスプランニング助成（短期プロジェクト参加型）



地域活力創出型オフィス誘致促進助成



事業者		広島県	内容
奨励指定申請	→		申請期限：事業(設備投資)に着手する前日までに申請 事業の工期：事業(設備投資)に着手する日から3年以内に終了するもの
事業着手			事業着手の日 ・建物の建設等を伴う事業(設備投資)：工事請負契約書に定める着手の日 ・建物の建設等を伴わない事業（既存建物の取得を含む）(設備投資)： 当該事業(設備投資)に係る最初の契約・発注の日 ・地域活力創出型オフィス誘致促進助成：市町の制度による事業着手日に準ずる
	←	奨励指定	審査の結果、助成金交付の対象となる場合、奨励指定書を送付
事業(設備投資)実施			
操業開始			
支払終了			
助成金交付申請	→		【助成金交付申請の時期】 - 事業(設備投資)に係る固定資産税評価額が確定した後に交付申請してください。(企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成は、住民票を異動して1年経過後) (地域活力創出型オフィス誘致促進助成は、市町交付決定後) - 申請期限：操業開始の日から2年以内 (地域活力創出型オフィス誘致促進助成は、市町の交付決定日から6か月以内)  【申請に必要な書類】 交付申請書に11ページ記載の書類を添付して提出してください。
	←	完了検査	提出された書類の原本確認と当該設備の現地確認を行います。
	←	交付決定	助成金の額を確定します。
	←	助成金の振込	- 指定口座に所要額を振り込みます。 (概ね交付申請から2か月後の振込となります。決算スケジュール等を勘案の上、早めに交付申請の準備を行ってください。) - 交付決定額が2億円以上の場合、2～10か年度での分割交付となります。
雇用状況・経営状況の報告	→		助成金交付の翌年度から5年を経過するまで、毎年経営状況及び雇用状況を報告してください。 ※先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成は1年、その他の事業については3年間、雇用要件を維持していただく必要があります。 (地域活力再生支援助成、ひろしまオフィスプランニング助成(短期プロジェクト参加型)は雇用要件なし)
財産処分の制限	→		助成金を交付決定してから3年を経過するまでの間に、助成対象となった財産を処分する場合は、事前に知事の承認を受けてください。(先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成は1年) (処分：目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、廃止又は担保権等の設定) この場合、償却期間が満了していない財産については、残存簿価(圧縮記帳している場合には、圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価)に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。

※別表第2の対象業種に該当しない場合で、助成金(大規模産業集積助成、産業集積助成、企業人材転入助成、研究開発機能拠点化助成、地域活力創出型オフィス誘致促進助成、地域活力再生支援助成)を受けたいときは、奨励指定申請前に産業振興を目的とした市町補助金(固定資産税助成・減免を含む。)の対象となる旨の指定を受ける必要があります。

▼ 助成金の返還等

- 次のいずれかに該当する場合、奨励指定又は交付決定を取り消し、交付済みの助成金の全額返還と加算金（年利10.95%）の納付を求めます。

【奨励指定の取り消し】

- ・ 奨励指定後、又は土地売買契約締結後3年以内に設備投資を行わないとき。

【交付決定の取り消し】

- ・ 助成金の交付決定後、3年(先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成は1年)以内に
当該業務を休廃止したとき。
- ・ 助成金の交付に係る土地を5年以内に処分したとき。
- ・ 助成金の交付決定後、3年(先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成は1年)以内に各助成区分の交付要件を欠く場合、又は偽って助成金の交付を受けた場合(雇用要件を満たさなくなった場合など)
- ・ 助成要綱に違反する行為があった場合

【参考（目安）】 2,000万円の助成金の交付を受けて、3年後に返還命令がなされた場合、約2,657万円の返還等を求めます。
(助成金元本 20,000,000円 + 加算金 6,570,000円 = 26,570,000円)

▼ リースにより導入した設備が助成対象となるには

- リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リースのみ助成対象となりますが、その内容については事前に承認を得ることが必要です。
(助成金の交付はリースの支払い満了後となります)

【所有権移転ファイナンス・リース】

次の2つの特徴を持つ、建物以外のリース取引（いわゆる「ファイナンス・リース取引」）であって、リース期間終了の時又は中途において、所有権が無償又は名目的な価額で賃借人に移転するリース取引をいいます。ファイナンス・リースの契約内容を変更する場合には、事前に奨励指定の変更が必要です。

(特徴)

- ・ リース期間の中途での解約が、契約上あるいは事実上不能であること（ノンキャンセラブル）
- ・ 経済的利益とリスクが実質的に借手に帰属すること（フルペイアウト）

▼ 国等の補助制度との併用

- 国や市町等の補助制度と重複する場合、県の当助成制度においては、助成金（補助金）額の合計額が設備投資額を下回る限りは減額を行わず、協調的に助成していますが、補助事業によっては、国や市町等において他の補助制度との併用を認めないものもありますので、個別に確認してください。

▼ 奨励指定申請に必要な添付書類

添付する書類	様式	先	研	大	産	地	人	抛	短	才	備考
新增設先端工場等建設計画書（先、研） 新增設事業場建設計画書（大、産）	あり	●	●	●	●	●					機械設備のみの設備投資の場合不要
資金調達計画書	あり	●	●	●	●	●	●	●			
位置図・平面図・立面図・設備配置図	任意	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
見積書	任意	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
オフィスの家賃・回線使用料が確認できる資料(契約書の写し等)	任意								●	●	
機器等整備計画書	あり	●	●	●	●	●	●	●			
本社移転計画書（人）、研究開発拠点化計画書（抛）	あり						●	●			
事業計画書	あり								●	●	
公害防止施設説明書	あり	●	●	●	●	●					
労働者の雇入れに関する計画書	あり	●	●	●	●					●	
雇用カウントスタート時点の県内の労働者名簿	あり	●	●	●	●		●	●		●	県内初立地の場合不要
先端・成長産業に属することを説明する資料	任意	●	●								
AI,IoT,ロボット化またはそれらに関連する投資である旨の説明書類	任意			●	△						△:該当する場合、雇用維持
対象事業に係る経営計画書（付加価値等）	あり	●	●	●	●	●					
当該休止等大規模事業所に関する受注取引額を証する書類	任意					●					
設備投資の背景、必要性及び効果等の説明書	任意	●	●	△	△						△:別表第2の業種以外の業種の場合、必須
市町補助金の対象となる旨の指定等の通知書	任意			△	△	△	△	△		●	△:別表第2の業種以外の業種の場合、必須
定款	任意	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
登記事項証明書	公的証明書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3か年分の営業報告書	任意	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
県税の滞納がないことを証明する書類	公的証明書	●	●	●	●	●	●	●		●	広島県初立地の場合不要

（設備投資の内容によっては、追加書類の提出を別途お願いすることもあります。）

凡例

区分	凡例
先端・成長産業集積助成	先
先端・成長研究開発集積助成	研
大規模産業集積助成	大
産業集積助成	産
地域活力再生支援助成	地
企業人材転入助成	人
研究開発機能拠点化助成	抛
ひろしまオフィスプランニング助成（短期プロジェクト参加型）	短
地域活力創出型オフィス誘致促進助成	才

▼ 助成金交付申請に必要な添付書類

先端・成長産業集積助成、先端・成長研究開発集積助成、大規模産業集積助成、産業集積助成、地域活力再生支援助成、県営産業団地等立地助成

添付する書類			様式	先	研	大	産	地	県	備 考
事業概要説明書			あり	●	●	●	●	●	●	
新增設事業場建屋一覧表			あり	●	●	●	●	●	●	
添付	建築確認済証・検査済証の写し	公的証明書	△	△	△	△	△	△	●	機械設備のみの場合は不要 機械設備のみの場合は不要
	平面図、立面図	任意	△	△	△	△	△	△	●	
	生産工程説明資料、設備配置図	任意	●	●	●	●	●	●	●	
	写真（内部、外観）	任意	●	●	●	●	●	●	●	
新規雇用常用労働者一覧表			あり	●	●	●	●			
添付	雇用保険資格取得確認通知書の写し	公的証明書	●	●	●	●	●			
	出勤簿又はタイムカード（交付申請前1か月分）の写し	任意	●	●	●	●	●			
	職員配置表・職員名簿	任意	●	●	●	●	●			
	県内の労働者名簿	任意	●	●	●	●	●			
公害防止対策の概要			あり	●	●	●	●	●	●	
添付	各施設の概要説明書（パンフレット等）	任意	●	●	●	●	●	●	●	
助成金対象資産一覧表			あり	●	●	●	●	●		
添付	固定資産税納税通知書（個別の明細がわかるもの）の写し （個別の明細が不明なものは併せて償却資産申告書の写し） 又は固定資産評価額証明書	公的証明書等	●	●	●	●	●	●		
	自社で管理する固定資産台帳の写し	任意	●	●	●	●	●	●		
	工事請負契約書の写し	任意	△	△	△	△	△	△		機械設備のみの場合は不要
対象事業に係る事業実績書（付加価値等）			あり	●	●	●	●	●		
助成対象経費の概要			あり						●	
添付	土地売買契約書の写し	任意							●	
	領収書の写し	任意							●	
定款			任意						●	
登記事項証明書			公的証明書						●	
3か年分の営業報告書			任意						●	
県税の滞納がないことを証明する書類			公的証明書						●	

（設備投資の内容によっては、追加書類の提出を別途お願いすることもあります。）

凡例

先端・成長産業集積助成	先	先端・成長研究開発集積助成	研	大規模産業集積助成	大
産業集積助成	産	地域活力再生支援助成	地	県営産業団地等立地助成	県

企業人材転入助成（人）、研究開発機能拠点化助成（拠）

添付する書類			様式	人	拠	備 考
本社移転実績書／研究開発機能拠点化実績書			あり	●	●	
添付	本社機能（研究開発部門を除く）を移転したことが分かる資料	任意	●			
	研究開発部門を県内に新設したことが分かる資料	任意		●		
	異動・新規雇用した常用労働者の雇用保険資格取得確認通知書の写し	公的証明書	●	●		
	異動・新規雇用した常用労働者の出勤簿又はタイムカード（交付申請前1か月分）の写し	任意	●	●		
	異動した常用労働者（家族を含む。）の住民票	公的証明書	●	●		
	職員配置表・職員名簿	任意		●		
	カーボンリサイクル研究開発職員配置表、名簿	任意		●	該当者がいる場合のみ	
	助成対象経費・支払一覧表	あり	●	●		
	初期コストに係る請求書、支払を証明するもの（振込明細）の写し	任意	●	●		
	固定資産台帳の写し	任意	●	●		

ひろしまオフィスプランニング助成（短期プロジェクト参加型）（短）
地域活力創出型オフィス誘致促進助成（オ）

添付する書類		様式	短	オ	備 考
事業実績書		あり	●	●	
添付	市町の交付決定通知書等の写し	公的書類		●	
	新規雇用常用労働者一覧表	あり		●	
	新規雇用の雇用保険資格取得確認通知書の写し	公的証明書		●	
	新規雇用の出勤簿又はタイムカード（交付申請前1か月分）の写し	任意		●	
	助成対象経費・支払一覧表	あり	●		
	初期コストに係る請求書、支払を証明するもの（振込明細）の写し	任意	●		
	オフィスの賃借に係る支払を証明するもの（振込明細）の写し	任意	●	●	
	通信回線の使用に係る支払を証明するもの（振込明細）の写し	任意	●	●	

▼ 助成金の分割交付

助成金の額が2億円を超えた場合は、複数年での交付になります。

助成金の額	交付年限	助成金の額	交付年限
2億円を超え4億円以下	2か年度	12億円を超え14億円以下	7か年度
4億円を超え6億円以下	3か年度	14億円を超え16億円以下	8か年度
6億円を超え8億円以下	4か年度	16億円を超え18億円以下	9か年度
8億円を超え10億円以下	5か年度	18億円を超え50億円以下	10か年度
10億円を超え12億円以下	6か年度		

▼ 県営産業団地等立地助成を受けるには

操業開始後2年以内に、交付申請書に、11ページの書類を添付して提出してください。
ただし、次のような土地売買契約の場合には、それぞれの日から2年以内に、交付申請を行ってください。なお、助成金の交付を受けた県営産業団地等の土地の処分は一定期間制限されます。

交付申請期限が通常と異なる土地売買契約形態等	申請期限
延納特約付土地売買契約を締結し、事業場の操業開始日に土地売買代金を完納していない場合	土地売買代金完納日から2年以内
事業用定期借地権設定契約に係る土地で操業開始した後に、土地売買契約を締結した場合	

▼ 奨励指定後の事業計画の変更

奨励指定後、申請内容に変更が生じた場合には変更内容に応じて奨励指定申請時の操業開始日までに、事業計画の変更承認申請が必要になります。

主な例は次のとおりです。

- ・工期及び操業開始予定日が1か月以上遅れる場合
- ・奨励指定申請時に導入予定であった設備と全く違う設備を導入する場合（数量の変更、設備能力の大小など軽微な変更は除く。）
- ・奨励指定申請時の設備投資予定額から±20%以上の増減が見込まれる場合
- ・ファイナンス・リースの契約内容を変更する場合

工期終了前に事業計画の変更が必要かどうかの確認を行ってください！！
必要に応じて県内投資促進課までお問い合わせください！！

▼ その他の支援

● 地域未来投資促進法に基づく支援策

「地域経済牽引事業計画」を策定し、県（県内投資促進課）の承認を得た場合、次の優遇措置が受けられます。

- ・ 地方税の課税免除
県内一部市町において、固定資産税の減免措置が受けられます。
- ・ 工場立地法の特例
県内一部市町において、工場敷地の緑地面積率等が緩和されます。
- ・ 広島県県費預託融資制度（事業活動支援資金）
取扱金融機関による低利融資制度が利用できます。
詳しくは、広島県 経営革新課（082-513-3321）にお問い合わせください。